

薬生食輸発0326第1号
平成31年3月26日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成30年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(エチオピア産ごまの種子のベンダイオカルブ及びタイ産未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)のフェンプロパトリン)

標記については、平成30年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:平成31年3月8日付け薬生食輸発0308第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、エチオピア産ごまの種子の輸入時のモニタリング検査において、食品衛生法第11条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、エチオピア産ごまの種子のベンダイオカルブに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加する。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、タイ産未成熟えんどうのフェンプロパトリンについては別表第2から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
平成31年 3月26日	エチオピア	ごまの種子及び その加工品(簡易 な加工に限る)	残留農薬(ベン ダイオカルブ)	K. MIKEDEM GENERAL IMPORT AND EXPORT ENTERPRISE